

復興施策の事業計画（気仙沼市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	58地区海岸
被災した地区海岸数	49地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	17地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	49地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

唐桑半島東部 : T.P. 11.3m (対象津波：明治三陸地震)

唐桑半島西部① : T.P. 11.2m (対象津波：明治三陸地震)

唐桑半島西部② : T.P. 9.9m (対象津波：明治三陸地震)

気仙沼湾 : T.P. 7.2m (対象津波：明治三陸地震)

気仙沼湾奥部 : T.P. 5.0m (対象津波：明治三陸地震)

大島東部 : T.P. 11.8m (対象津波：明治三陸地震)

大島西部 : T.P. 7.0m (対象津波：明治三陸地震)

本吉海岸 : T.P. 9.8m (対象津波：明治三陸地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・13地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系津谷川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、31箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い11箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手し、完了済み。
- ② 平成24年度に、新たに16箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計17箇所）。
また、平成24年度内に9箇所（累計10箇所）で本復旧完了予定。
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（31箇所）で災害査定を完了
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・ 1箇所^{※2}で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、16箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計17箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 9箇所（累計10箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：気仙沼終末処理場、津谷街浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
気仙沼終末処理場の処理区域から発生する汚水については、同処理場とは別位置で、通常処理と同程度の処理を実施。
津谷街浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標

気仙沼終末処理場の本復旧は、復興計画に基づき実施する。
津谷街浄化センターでは、平成24年度末までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：松岩
- ②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：舞根2地区外20地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成24年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ①地区名：鹿折地区、南気仙沼地区、魚町・南町地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区

において事業に着手。

③平成24年度の成果目標

調査・測量、土地区画整理設計、地質調査を行う。

土砂災害対策

①箇所名：おおほらさわ大洞沢2 ※①

②平成23年8月末までに、市内約440箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

③地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれがあり、重要な保全対象を有しているおおほらさわ大洞沢2の土砂災害対策について、平成24年梅雨期までを目途に緊急的な対策を完了予定。

④最大震度6弱を観測した気仙沼市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

⑤平成23年度における成果

地盤が緩んでいるおおほらさわ大洞沢2の緊急的な対策に着手

⑥平成24年度の成果目標 平成24年梅雨期

おおほらさわ
○大洞沢2

平成24年梅雨期までを目途に重要な保全対象を有している地区の緊急的な土砂災害対策を完了予定。

※位置図を参照

復興施策の事業計画（南三陸町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	44地区海岸
被災した地区海岸数	36地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	13地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	36地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

本吉海岸：T.P. 9.8m（対象津波：明治三陸地震）

志津川湾：T.P. 8.7m（対象津波：想定宮城県沖地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・10地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系八幡川水系など^{※1}の県・町管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、27箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い8箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
- ② 平成24年度に、14箇所^{※2}で本復旧に着手予定。
また、平成24年度内に4箇所^{※2}で本復旧完了予定。
残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
また、今後津波の遡上^{※2}が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（27箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 14箇所^{※2}で本復旧に着手予定。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 4箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：歌津地区外18地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③ 平成24年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約200箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度6弱を観測した南三陸町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（石巻市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	50地区海岸
被災した地区海岸数	48地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	19地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	48地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表[※]。

追波湾：T.P.	8.4m（対象津波：明治三陸地震）
雄勝湾：T.P.	6.4m（対象津波：明治三陸地震）
雄勝湾奥部：T.P.	9.7m（対象津波：明治三陸地震）
牡鹿半島東部：T.P.	6.9m（対象津波：明治三陸地震）
牡鹿半島西部：T.P.	6.0m（対象津波：チリ地震）
万石浦：T.P.	2.6m（対象津波：チリ地震）
石巻海岸：T.P.	7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・1地区海岸において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・22の地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、

津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【国管理河川（旧北上川）】

- ① 旧北上川^{※1}では、石巻市で143箇所（旧北上川では153箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、全ての箇所において被災前の堤防形状までの応急対策を完了済。平成24年3月末時点で133箇所について、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧を完了済。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの10箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ④ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
石巻港海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、石巻市に提示。
旧北上川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ⑤ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を袋谷地地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある水押地区等について対策を実施。
- ⑥ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（6箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、133箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの10箇所の全てについても、本復旧工事に着手。旧北上川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、石巻市に提示

⑧ 平成24年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度までに完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における袋谷地地区等について、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、袋谷地地区の水門等の耐震化、及び大瓜地区の水門等の自動化及び遠隔操作化については、平成24年度中に完了予定。

【国管理河川（北上川）】

- ① 北上川^{※1}では、石巻市89箇所（北上川では213箇所）で堤防の決壊、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、河口部右岸の長面地区を除き被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、81箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの8箇所のうち、長面地区と月浜地区の2箇所を除き、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 長面地区については、地盤沈下により広範囲に農地が水没しており、地域の復旧・復興方針について地域や関係機関との合意形成を図るのに時間を要した地区（H24.3までに完了）。工事発注の準備が整い次第、復旧工事に着手予定。
- ④ 月浜地区については、応急対策は完了しているが、現況堤防が地元の災害復旧工事のための道路（兼用）として活用されていることや被災地区で集団移転の検討もなされていることから、本復旧に当たっては道路協議や地域との合意形成が必要な地区。調整が整い次第、復旧工事に着手予定。
- ④ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
追波湾：TP8.4m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、石巻市に提示。
北上川河口部：TP8.4m（新計画堤防高）
- ⑤ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を月浜地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある橋浦地区等について対策を実施。

⑥ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（1箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。

⑦ 平成23年度における成果

堤防で被災した箇所のうち、

- ・平成24年3月末までに、81箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
- ・残りの8箇所の全てについても本復旧工事に着手。

北上川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、石巻市に提示

⑧ 平成24年度の成果目標

堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度までに完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における月浜地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、追波川地区等の水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、及び三輪田地区等の堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

① 1級水系北上川水系、2級水系大原川水系など^{※1}の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、31箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い8箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所で着手し、完了済み。

② 平成24年度に、新たに28箇所で本復旧に着手予定（累計29箇所）。

また、平成24年度内に18箇所（累計19箇所）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

③ 平成23年度における成果

- ・全箇所（31箇所）で災害査定を完了

- ・ 1箇所では本復旧に着手
- ・ 1箇所では本復旧を完了

④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、28箇所では本復旧に着手予定（累計29箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 18箇所（累計19箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

①地区名：湊、大街道西三丁目、流留、黄金浜①、黄金浜②、大街道西二丁目、駅前北通り一丁目、南光町一丁目、大街道北三丁目、向陽町、鹿妻、蛇田境谷地、蛇田二番谷地、南中里一丁目、本庁

②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③平成24年度の成果目標

用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：本庁地区（うち鹿立浜地区、桃浦地区、竹浜地区）
 牡鹿地区（うち小網倉浜・清水田浜地区、給分浜地区、十八成浜地区、鮫浦地区、前網浜地区）
 雄勝地区（うち名振地区、船越地区、熊沢・大須地区）
 北上地区（うち小室地区、小指地区）
- 集団移転促進事業計画の策定準備中地区：本庁地区、牡鹿地区、雄勝地区、北上地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

①地区名：釜・大街道地区、門脇地区、湊地区、新蛇田地区、新渡波地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標

調査・設計を行う。

土砂災害対策

①箇所名：鹿妻地区^{かつま}※①、鯨取沢^{ふぐとりさわ}※②、泊浜地区^{とまりはま}※③、八幡町地区^{はちまんちょう}※④

②平成23年8月末までに、市内約1,170箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約130箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)

③これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている鹿妻地区^{かつま}、八幡町地区^{はちまんちょう}、及び地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれがあり、重要な保全対象を有している鯨取沢^{ふぐとりさわ}、泊浜地区^{とまりはま}の緊急的な土砂災害対策について、平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

④最大震度6強を観測した石巻市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用し

ている。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

⑤平成23年度における成果

崩壊が発生した^{かつま}鹿妻地区の緊急的な土砂災害対策に着手

地盤が緩んでいる^{ふぐとりさわ}鰻取沢、^{とまりはま}泊浜地区の緊急的な対策に着手

⑥平成24年度の成果目標

○^{かつま}鹿妻地区、^{はちまんちょう}八幡町地区

緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

○^{ふぐとりさわ}鰻取沢、^{とまりはま}泊浜地区

平成24年梅雨期までを目途に重要な保全対象を有している地区の緊急的な土砂災害対策を完了予定。

※位置図を参照

復興施策の事業計画（女川町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	12地区海岸
被災した地区海岸数	10地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	10地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

雄勝湾：T.P. 6.4m（対象津波：明治三陸地震）

女川湾：T.P. 6.6m（対象津波：明治三陸地震）

牡鹿半島東部：T.P. 6.9m（対象津波：明治三陸地震）

万石浦：T.P. 2.6m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・4地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系女川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、2箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
なお、女川町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、全2箇所^{※2}で本復旧に着手予定。
また、平成24年度内に1箇所^{※2}で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（2箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・全2箇所^{※2}で本復旧に着手予定。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 1箇所
 - ・全箇所（2箇所）^{※2}で本復旧に着手予定。
 - ・1箇所^{※2}の本復旧を完了予定。

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：全域
- ②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：竹浦地区外 4 地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成及び移転先の測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ①地区名：鷲神浜・女川浜・清水・宮ヶ崎・石浜・小乗浜地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査等を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
都市再生区画整理事業の事業計画案の作成、事業認可後の円滑な事業実施を支援するための調査測量設計を実施する。
都市再生区画整理区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業)を実施するため土地区画整理事業予定地区の公共施設充当用地の取得及び防災空地整備事業を目的とし一部地区について、用地を取得する。

土砂災害対策

- ①平成 23 年 8 月末までに、町内約 180 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 20 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度 6 弱を観測した女川町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象

台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（東松島市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	32地区海岸
被災した地区海岸数	32地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	10地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	32地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

石巻海岸 : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

松島湾 : T.P. 4.3m (対象津波: チリ地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・1地区海岸において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・30地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【国管理河川（鳴瀬川）】

- ① 鳴瀬川^{※1}では、東松島市で90箇所（鳴瀬川では364箇所）の堤防の決壊、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、77箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの13箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
鳴瀬海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示。
鳴瀬川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を浜市地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある浜市地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（2箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、77箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの13箇所の全てについても本復旧工事に着手。鳴瀬川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示
- ⑧ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策につ

いては、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における浜市地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、浜市地区の水門等の耐震化、及び浅井地区等の自動化及び遠隔操作化については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系鳴瀬川水系、2級水系定川水系^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、5箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所^{※2}で着手し、完了済み。

なお、東松島市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全5箇所）。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 平成23年度における成果

- ・全箇所（5箇所）で災害査定を完了
- ・1箇所^{※2}で本復旧に着手
- ・1箇所^{※2}で本復旧を完了

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・新たに、4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全5箇所）。

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：鳴瀬給食センター跡地、矢本東保育所跡地、小野駅前土地区画整理地内

②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：野蒜地区外 5 地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ①地区名：野蒜地区、東矢本地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の案の作成を行う。

土砂災害対策

- ①箇所名：大塚の 1 その 1 地区※^①、大塚の 1 その 2 地区※^②

- ②平成23年8月末までに、市内約160箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約30箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ③これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている大塚の1その1地区及び大塚の1その2地区の緊急的な土砂災害対策については、平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。
- ④最大震度6強を観測した東松島市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。
- ⑤平成24年度の成果目標
大塚の1その1地区^{※①}、大塚の1その2地区^{※②}
緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

※位置図を参照

復興施策の事業計画（松島町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	16地区海岸
被災した地区海岸数	16地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	7地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	16地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

松島湾 : T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・14地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系高城川水系など^{※1}の県・町管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、8箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所についてはシート張り等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った4箇所^{※2}で着手。
- ② 平成24年度に、新たに4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全8箇所）。
また、平成24年度内に7箇所^{※2}で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（8箇所）で災害査定を完了
 - ・ 4箇所^{※2}で本復旧に着手
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全8箇所）。
 - ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで ： 7箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：磯崎
- ②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約250箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度6弱を観測した松島町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（利府町）

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系砂押川水系※¹砂押川の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、1箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
なお、利府町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手し、年度内に本復旧を完了させることを目標とする。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（1箇所）で災害査定を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・全箇所（1箇所）で本復旧に着手予定。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 全1箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興まちづくり

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ①地区名：神谷沢地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査・測量・設計を開始。実施設計が完了次第工事に着手。
- ③平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための、調査・設計・工事を行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約110箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度6弱を観測した利府町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（塩竈市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	53地区海岸
被災した地区海岸数	52地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	7地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	52地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

松島湾 : T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

・5地区海岸において、本復旧工事に着工[※]した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・18地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

復興住宅（災害公営住宅）

①地区名：錦町、伊保石

②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【土地区画整理】

①地区名：港町地区、北浜地区、藤倉地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成 24 年度の成果目標
事業認可、測量・地質等、設計、事業計画策定、建物調査を行う。

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

①地区名：藤倉地区、青葉ヶ丘地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査を開始。実施設計が完了した地区より随時工事に着手。

③平成 24 年度の成果目標
滑動崩落防止のための、調査・設計・工事を行う。

土砂災害対策

①平成 23 年 8 月末までに、市内約 90 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 5 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

②最大震度6強を観測した塩竈市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（七ヶ浜町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	6 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

松島湾：T.P. 4.3m（対象津波：チリ地震）

七ヶ浜海岸①：T.P. 5.4m（対象津波：明治三陸地震）

七ヶ浜海岸②：T.P. 6.8m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年11月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年11月までに復旧する施設の概要計画を策定[※]した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・7地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系砂押川水系^{※1}旧砂押川の県管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、1箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備を終え着手。
なお、七ヶ浜町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度内に本復旧を完了させることを目標とする。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（1箇所）で災害査定を完了
 - ・全箇所（1箇所）で本復旧に着手
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 全1箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：松ヶ浜、菖蒲田浜、花淵浜、吉田浜、代ヶ崎浜
- ②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：花淵浜字笹山地区外5地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作

成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約50箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)
- ②最大震度5強を観測した七ヶ浜町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（多賀城市）

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系砂押川水系^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、6箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所^{※2}で着手。

なお、多賀城市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全6箇所）。

また、平成24年度内に5箇所^{※2}で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（6箇所）で災害査定を完了
- ・ 3箇所^{※2}で本復旧に着手

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全6箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで : 5箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

①地区名：桜木

②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

土砂災害対策

①平成 23 年 8 月末までに、市内約 30 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

②最大震度 5 強を観測した多賀城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成 23 年 4 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（仙台市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

七ヶ浜海岸②：T.P. 6.8m（対象津波：明治三陸地震）

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定※¹済み。

これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成24年度内に全ての区間での着工※²を目指す。また、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

なお、深沼海岸における下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）については、概ね平成24年度末の完了を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定した。
- ・下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間から優先し、平成24年2月までに本復旧工事に着工した。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。
- ・下水処理場等の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）において本復旧工事の完了を目指す。

※上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【国管理河川（名取川）】

- ① 名取川^{※1}では、仙台市で29箇所（名取川では35箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、27箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの2箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
仙台湾南部海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示。
名取川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を藤塚地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある藤塚地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（3箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、27箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの2箇所の全てについても本復旧工事に着手。名取川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示
- ⑧ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策につ

いては、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における藤塚地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、河川堤防の液状化対策を実施し、藤塚地区の堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系名取川水系、2級水系七北田川水系^{※1}の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、35箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い4箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った12箇所で着手。うち、2箇所で完了。

- ② 平成24年度に、新たに23箇所で本復旧に着手予定（累計全35箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに4箇所（累計6箇所）、さらに、平成24年度内に27箇所（累計33箇所）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

また、今後津波の遡上が想定される区間については、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施中。

- ③ 平成23年度における成果

- ・全箇所（35箇所）で災害査定を完了
- ・12箇所で本復旧に着手
- ・2箇所で本復旧を完了

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・新たに、23箇所で本復旧に着手予定（累計全35箇所）。
- ・本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：4箇所（累計6箇所）
平成24年度末まで：27箇所（累計33箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：南蒲生浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
平成24年1月から3月にかけて簡易処理（沈殿＋消毒）から中級処理へ移行。
- ③ 平成24年度の成果目標
中級処理を継続するとともに、平成27年度末の本復旧工事完了（平成27年6月から一部通常処理開始予定）に向け、工事を推進。

※流域下水道については、宮城県流域下水道（仙塩浄化センター、県南浄化センター）に記載。

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：若林西、荒井東、鹿野、北六番丁、上原、鶴ヶ谷第二、荒井東（第二期）、荒井駅周辺、六丁の目駅周辺、卸町駅周辺、通町、霊屋、霊屋下、落合、東部集団移転対応、田子西
- ②平成23年度から、用地の選定及び権利の取得並びに整備手法や調査設計等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：東部沿岸地域
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ①地区名：仙台市内
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の調査・設計を開始。実施設計が完了した地区より随時工事に着手。
- ③平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための工事を行う。

土砂災害対策

①箇所名：佐手川^{さてがわ}※①

②平成23年8月末までに、市内約820箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約80箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)

③これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている^{さてがわ}佐手川の緊急的な土砂災害対策について、平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

④最大震度6強を観測した仙台市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

⑤平成23年度における成果
崩壊が発生した佐手川における緊急的な土砂災害対策に着手

⑥平成24年度の成果目標 平成24年梅雨期

○^{さてがわ}佐手川

緊急的な土砂災害対策について平成24年梅雨期までを目途に概ね完了予定。

※位置図を参照

復興施策の事業計画（名取市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	1 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年11月に策定^{※1}済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年2月までに着工^{※2}済みであり、仙台空港等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）については、平成24年度末までに本復旧工事の完了を目指す。

また、他の区間についてはまちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

・仙台空港等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間から優先し、平成24年2月までに本復旧工事に着工した。

⑤ 平成24年度の成果目標

・仙台空港などの地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約1km）において、平成24年度末の本復旧工事の完了を目指す。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【国管理河川（名取川）】

- ① 名取川^{※1}では、名取市で6箇所（名取川では35箇所）の堤防の亀裂、沈下や護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、2箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの4箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
仙台湾南部海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示。
名取川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を閑上地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある閑上地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（2箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、2箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの4箇所の全てについても本復旧工事に着手。名取川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、仙台市、名取市に提示
- ⑧ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策につ

いては、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における閑上地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、閑上地区の堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系名取川水系^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、9箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い7箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った6箇所^{※2}で着手。

なお、名取市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全9箇所）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所^{※2}、さらに、平成24年度内に5箇所^{※2}（累計6箇所^{※2}）で本復旧完了予定。

本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年4月21日より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。堤防等の本復旧が完了したところから順次、基準水位の見直しを実施予定。

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（9箇所）で災害査定を完了
- ・ 6箇所^{※2}で本復旧に着手

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全9箇所）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所
平成24年度末まで：5箇所（累計6箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：下増田
- ②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：下増田地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整い次第、事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成及び移転先の測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ①地区名：閑上地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査等を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
先行取得分の用地取得、実施設計（測量・調査業務含む）を行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、市内約130箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

- ②最大震度6強を観測した名取市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（岩沼市）

海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	1 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	1 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成23年11月に策定^{※1}済み。

これに基づく本復旧工事については、平成24年2月までに着工済み^{※2}であり、仙台空港及び下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約3km）については、平成24年度末までに本復旧工事の完了を目指す。

また、他の区間についてはまちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※1 詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

・仙台空港及び下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間から優先し、平成24年2月までに本復旧工事に着工した。

⑤ 平成24年度の成果目標

・仙台空港等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間（約3km）において、平成24年度末の本復旧工事の完了を目指す。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【国管理河川（阿武隈川）】

① 阿武隈川^{※1}では、岩沼市で12箇所（阿武隈川で58箇所）の堤防の決壊、亀裂

や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、10箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。

- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの2箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
仙台湾南部海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、岩沼市、亶理町に提示。
阿武隈川河口部：TP.7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を寺島地区等で実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある押分地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（6箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑥ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、10箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの2箇所の全てについても本復旧工事に着手。阿武隈川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、岩沼市、亶理町に提示
- ⑦ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。
今後津波の遡上が想定される区間における寺島地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、押分地区の自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

【県・市町村管理区間】

- ① 1級水系阿武隈川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、7箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所^{※2}で着手。
なお、岩沼市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 平成24年度に、新たに4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全7箇所）。
また、平成24年度内に4箇所^{※2}で本復旧完了予定。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・全箇所（7箇所）で災害査定を完了
 - ・3箇所^{※2}で本復旧に着手
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・新たに、4箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全7箇所）。
 - ・本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで ： 4箇所

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：玉浦西
- ②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

①集団移転促進事業計画の策定済地区：玉浦西地区
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：なし

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標
移転先の用地取得等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

土砂災害対策

①平成23年8月末までに、市内約80箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。(降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。)

②最大震度6弱を観測した岩沼市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（巨理町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸② : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の着工については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定^{※1}した。
- ・2地区海岸において、本復旧工事に着工^{※2}した。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工[※]を目指す。

※ 上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。
- ・鳥の海地区海岸の堤防高については、地元との調整を進めながら検討する。

河川対策

【国管理河川（阿武隈川）】

- ① 阿武隈川※¹では、亘理町で9箇所（阿武隈川では58箇所）の堤防の決壊、亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、平成23年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。平成24年3月末時点で、6箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保し本復旧を完了。
- ② 被災した箇所については、本復旧が終わっていない残りの3箇所全てにおいて、平成24年出水期（6月頃～）までに被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策については、地盤改良等を継続実施し平成24年度中に完了予定。
- ③ 平成23年9月9日に直轄河川にかかる河口部の海岸堤防の高さを公表。
仙台湾南部海岸：TP7.2m
平成23年12月27日に河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、岩沼市、亘理町に提示。
阿武隈川河口部：TP7.2m（新計画堤防高）
- ④ 今後津波の遡上が想定される区間については、海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画と整合を図りながら、津波対策等として必要な高さの堤防を逐次整備し、平成27年度内を目途に全箇所を完了させることを目標とする。また、同区間について、水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を遼隈地区等を実施するとともに、堤防の液状化のおそれがある荒浜地区等について対策を実施。
- ⑤ 地盤沈下により、浸水リスクが増大していることから大雨等による家屋等の浸水被害に備え、排水ポンプ車を機動的に運用できるよう増強配備し、運用体制を整えるとともに、住民の円滑な警戒避難を支援するため、浸水リスクマップの作成・公表や浸水センサー（1箇所）を設置し、リアルタイムの浸水関連情報を提供。また、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ⑦ 平成23年度における成果
堤防で被災した箇所のうち、
 - ・平成24年3月末までに、6箇所については、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保し、本復旧を完了
 - ・残りの3箇所の全てについても本復旧工事に着手。阿武隈川の河口部の河川堤防高の設定（案）を作成し、岩沼市、亘理町に提示
- ⑧ 平成24年度の成果目標
堤防で被災した箇所について、平成23年度に引き続き、本復旧工事を実施し、平成24年出水期（6月頃～）までに、全ての箇所について被災前の同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了予定。さらに、液状化対策につ

いては、地盤改良等を継続実施し、平成24年度中に完了予定。

今後津波の遡上が想定される区間における荒浜地区等について、津波対策等として必要な高さまでの堤防整備、水門等の耐震化、自動化及び遠隔操作化、堤防の液状化対策を実施し、逢隈地区の自動化及び遠隔操作化、及び荒浜地区の堤防の液状化対策については、平成24年度中に完了予定。

※1 位置図を参照

復興住宅（災害公営住宅）

①地区名：荒浜

②平成23年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。

③平成24年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：荒浜地区外2地区

②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③平成24年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

①地区名：長瀬地区

- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事に着手。
- ③平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための工事を行う。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約40箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ② 最大震度6弱を観測した亘理町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（山元町）

海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	3 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	3 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表[※]。

仙台湾南部海岸② : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定^{※1}済み。

これに基づく本復旧工事の着工については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら、平成24年度内の着工^{※2}を目指す。

また、本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

なお、山元海岸における侵食の著しい区間については、優先的に整備促進を図る。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定した。

・2地区海岸において、本復旧工事に着工した。

⑤ 平成24年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の着工を目指す。

※上記、目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系坂元川水系など^{※1}の県・町管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、6箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。
本復旧については、平成23年度内に、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、設計、地元調整等の施工準備が整った4箇所^{※2}で着手し、完了済み。
- ② 平成24年度に、新たに2箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全6箇所^{※2}）。
本復旧は、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね5年を目途に全箇所^{※2}完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 平成23年度における成果
 - ・ 全箇所（6箇所^{※2}）で災害査定を完了
 - ・ 4箇所^{※2}で本復旧に着手
 - ・ 4箇所^{※2}で本復旧を完了
- ④ 平成24年度の成果目標
 - ・ 新たに、2箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計全6箇所^{※2}）。

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

下水道

- ① 箇所名：山元浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年7月までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：新山下駅周辺、宮城病院周辺、新坂元駅周辺
- ②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

復興まちづくり

【防災集団移転促進事業】

- ①集団移転促進事業計画の策定済地区：なし
集団移転促進事業計画の策定準備中地区：新山下駅周辺地区外 2 地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 24 年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。

（注）集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

【土地区画整理】

- ①地区名：新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成 23 年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。
- ③平成 24 年度の成果目標
新市街地造成のための基本計画を作成する。

土砂災害対策

- ①平成23年8月末までに、町内約50箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約5箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6強を観測した山元町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

復興施策の事業計画（大崎市）

復興住宅（災害公営住宅）

- ①地区名：鹿島台・田尻
- ②平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③平成 24 年度の成果目標
設計、工事を順次行う。

復興施策の事業計画（白石市）

復興まちづくり

【造成宅地滑動崩落緊急対策】

- ①地区名：郡山字虎子沢山地区、緑が丘地区
- ②東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から造成宅地滑動崩落緊急対策工事の実施設計のための調査・測量・設計を開始。平成25年度より工事に着手。
- ③平成24年度の成果目標
滑動崩落防止のための工事に向けた調査等を行う。

復興施策の事業計画（宮城県流域下水道）

下水道

① 箇所名：

- ・仙塩流域下水道 仙塩浄化センター（所在地：多賀城市）（※位置図を参照）
（仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町の汚水を処理）
- ・阿武隈川下流流域下水道 県南浄化センター（所在地：岩沼市）（※位置図を参照）
（仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町の汚水を処理）
- ・北上川下流東部流域下水道 石巻東部浄化センター（所在地：石巻市）
（※位置図を参照）
（石巻市、女川町の汚水を処理）

② 平成23年度における成果

仙塩浄化センターについては、6月末から簡易処理（沈殿＋消毒）に加えて仮曝気を実施（暫定処理）。

県南浄化センターについては、7月中旬から簡易処理（沈殿＋消毒）に加えて仮曝気を実施（暫定処理）。

石巻東部浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施。

③ 平成24年度の成果目標

仙塩浄化センターでは、平成24年8月から順次暫定処理から通常処理へ移行し、12月に復旧を完了予定。

県南浄化センターでは、平成24年4月から順次暫定処理から通常処理へ移行し、6月に復旧を完了予定。

石巻東部浄化センターでは、平成24年5月までに中級処理を開始予定。同9月には通常処理を開始予定。